

平成27年度 児童扶養手当 特別児童扶養手当「現況届」



児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は毎年8月に更新の手続き「現況届」が必要です。この届出は今後の手当支給を決定する大切な手続きです。7月中旬の案内文通知後は事前相談も行いますので、必要書類を持参のうえご来庁ください。

提出期間

児童扶養手当:8月3日(月)~8月31日(月)
特別児童扶養手当:8月11日(火)~9月10日(木)
※土日祝日の受付は行っていません。

受付時間

9:00~16:00(※16:00以降は受付できません。)
※8月13日(木)、14日(金)は「現況届」の受付時間を19:00まで延長します

受付場所

子育て応援課 児童家庭グループ(本庁3階45番窓口)

お問い合わせ 子育て応援課 児童家庭グループ ☎861-6951

なはの子育てインフォ ③

子育てに関する手当にはいろいろなものがありますが、今回は子育て応援課で支給している手当についてご紹介します。
※それぞれの手当には、下記以外の支給要件や申請に必要な書類があります。くわしくはお問い合わせください。

児童手当

【対象児童:0~15歳(中学校修了前)の児童】
受給者/対象児童を養育している父か母、または父母にかわって対象児童を養育している方
☆所得額によって、児童手当と特例給付に分けられ手当額が異なります。児童手当は、児童数や年齢によって1人あたり10,000円~15,000円 特定給付は、児童1人あたり一律5,000円

児童扶養手当

【対象児童:0~18歳の3月31日までの児童、又は20歳未満で一定程度の障がいのある児童】
受給者/●離婚や死別などによって、ひとり親世帯で対象児童を養育している父か母、またはその父母にかわって対象児童を養育している方
●ひとり親世帯ではないが、父もしくは母が一定程度の障がいのある方
☆所得額によって全部支給と一部支給があり、児童数が2人以上の場合は加算があります。
☆公的年金の額が児童扶養手当の額よりも少ない場合は、手当額を調整し年金と併せて受け取ることができます。

特別児童扶養手当

【対象児童:20歳未満で一定程度の障がいに該当する児童】
受給者/対象児童を養育している父か母、または父母にかわって対象児童を養育している方
☆児童の障がいの程度によって、支給額が異なります。

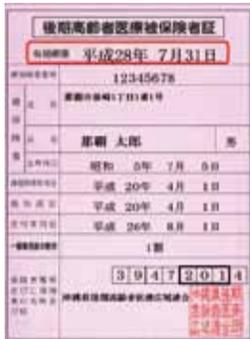
お問い合わせ 子育て応援課 ☎861-6951

後期高齢者医療(長寿医療)制度 被保険者のみなさまへ



平成27年8月から被保険者証が切り替わります

新しい被保険者証



有効期限 平成28年7月31日

新しい被保険者証は、7月下旬までに対象者へ簡易書留で郵送いたします。新しい被保険者証が届きましたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。

●●● 基準収入額適用申請について ●●●

課税所得額が145万円以上のため3割負担となった方でも、収入額によっては、申請をすることで負担割合が1割になる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

~住民税非課税世帯のみなさまへ~

減額認定証



限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

後期高齢者医療(長寿医療)制度では、被保険者と同世帯の方全員が住民税非課税世帯の場合、「減額認定証」の交付を受けることで、一部負担金と入院時の食事代等が減額されます。ただし申請が必要です。

■過去に減額認定証を取得したことのある方は、被保険者証に同封していますので、再申請の手続きは不要です。

お問い合わせ 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎862-4262

おしえて!マイナンバー制度 第1回



平成28年1月から、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります。このコーナーでは、マイナンバー制度について連載でご紹介します。

◆マイナンバー制度とは?

自治体から、住民の一人ひとりに通知される12桁の番号です。年金、雇用保険、医療保険の手続や税の確定申告の手続など、法令で定められた事務に限り利用します。

◆マイナンバー制度導入のメリットは?

- 国民の利便性の向上**
年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。
- 公平・公正な社会の実現**
適正・公平な課税を実現します。年金などの社会保障を、確実に給付します。
- 行政の効率化**
行政手続が、正確で早くなります。災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

◆個人情報は保護されるの?

制度の導入後も、個人情報は各行政機関等が保有し、利用範囲の中で必要と認められる場合に限って情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法がとられ、個人情報が一元管理されることはありません。制度面やシステム面における保護措置によって個人情報の流出や不正使用を防止し、厳格に保護します。

◆今後のスケジュール

平成27年10月	国民一人一人に個人番号を通知
平成28年1月	申請により個人番号カードを交付
平成29年1月	国の行政機関の間で、情報連携開始
平成29年7月	地方公共団体等も含めた、情報連携開始

マイナンバー制度について詳しくは

マイナンバー
◎コールセンター **0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル) ※通話料がかかります
平日 9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)
◎内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●お問い合わせ 個人番号カードの交付等について ハイサイ市民課 ☎862-3274
上記以外のマイナンバーに関して 情報政策課 ☎861-0350

不動産 売却 査定 無料

所有不動産の売却可能価格をいち早くお知らせをします。

私達にお任せ下さい!

売りたい...不動産を探しています!



- こんな方は、まずお電話下さい。
- ・ウチの家はいくらで売れるかなあ?
 - ・ローン返済が厳しいので...?
 - ・買い替えしたいけど、どうすれば...?

査定のお申し込みは今すぐこちらまで!

当社が
直接買取も行います。

中古住宅、マンション、土地、アパート、軍用地、即金買取致します。当社買取につき仲介料は発生しません。※物件によってはご希望に添えない場合もあります。

査定のみもOK

即金買取

秘密厳守

住まいの

オロク商会株式会社 TEL(098)858-0069

土地・建物・スピード査定!土・日・祝営業中!

オロク

〒901-0154 沖縄県那覇市赤嶺1-2-5
FAX:098-858-0020 沖縄県知事免許(2)4058号
HP:<http://www.oroku.co.jp/>